

平成28年度

豊川市地域密着型サービス事業所

整備事業者募集要項

平成28年8月

豊川市福祉部介護高齢課

1 募集の趣旨

本市では、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるようにするため、第6期豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、地域密着型サービスの整備を計画的に推進し、高齢者福祉の向上を図ります。

2 平成28年度において募集する地域密着型サービス事業所の種類等

募集サービス名	整備対象 日常生活圏域(※1) ・整備数	定員	事業開始 年月
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	全圏域対象 2事業所	—	平成30年 3月まで
② 認知症対応型共同生活介護(介護予防含む) (グループホーム)	全圏域対象 1事業所	18人 (計36人)	
	北部圏域対象 1事業所		

(※1) 第6期豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画における日常生活圏域の区分は、10ページのとおりです。

①の条件…一体型・連携型(※2)ともに可とします。

(※2) 一体型＝一つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供するもの
連携型＝訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供するもの

②の条件…定員は1ユニット9人の2ユニット、計18人とします。

【参考】地域密着型サービス事業所整備状況（地域密着型通所介護を除く）

生活圏域名 (中学校区) サービス名	東 部 圏 域 (東 部 ・ 一 宮)	南 部 圏 域 (南 部 ・ 小 坂 井)	北 部 圏 域 (中 部 ・ 代 田 ・ 金 屋)	西 部 圏 域 (西 部 ・ 音 羽 ・ 御 津)	合 計
認知症対応型通 所介護	1 6	3 9	2 18	4 30	10 63
小規模多機能型 居宅介護	1 29	2 54	1 25	1 29	5 137
認知症対応型共 同生活介護(グ ループホーム)	3 63	3 27	1 18	5 90	12 198
介護老人福祉施 設入所者生活介 護(小規模な特 別養護老人ホー ム)	1 29	3 87	1 29	1 29	6 174
看護小規模多機 能型居宅介護 (複合型サービ ス)	0 0	1 29	1 29	1 29	3 87
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

※ 上段は事業所数、下段は（登録）定員数

※ 平成28年7月1日現在。ただし、平成27年度に公募し、平成28年度中に整備予定の事業所を含む。

3 応募要件

(1) 事業者等の資格要件

- ① 介護保険法第78条の2第4項、第115条の12第2項に定める欠格事項に該当しないこと。
- ② 確実な建設、事業及び運営を行うための十分な経済基盤並びに介護事業に対する知識、経験及び熱意を有する法人であること。
- ③ 設置希望者が、法人の代表者（新設法人の場合は就任予定者）であること。
- ④ 豊川市暴力団排除条例（平成23年3月23日条例第7号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有する法人（代表者又は役員等の者が密接な関係を有することを含む。）でないこと。

(2) 開設予定地

- ① 開設予定の土地は、原則、当該法人所有であること。ただし、事業の存続に必要な期間の地上権又は借地権を設定し、かつ、これを登記するものであれば、借地も可とする。
- ② 事業運営に必要かつ十分な面積を有するとともに、周辺の交通環境や地形において危険な場所がなく、安全を確保できる地域であること。
- ③ 騒音、悪臭、振動、日照等の周辺環境が、利用・入所者等の日常生活を健全に維持できる環境にあること。

(3) 施設整備の要件

- ① 建物は、当該法人の所有であること。
- ② 利用・入所者等が、快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。
- ③ 建物の構造及び配置は、十分な耐震基準を満たし、日照、採光及び換気等の利用者の保健衛生について十分配慮されたものであること。

(4) その他

- ① 必要とされる関係法令、条例を遵守すること。（老人福祉法、介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法、屋外広告物法、人にやさしいまちづくり条例等）
- ② 介護報酬単位、事業の人員、設備及び運営に関する基準は、豊川市条例に定める（厚生労働大臣が定める）単位及び基準とします。

4 応募方法

- (1) 応募事業者は、平成28年8月31日(水)午後5時（時間厳守）までに、

○ 「平成28年度 豊川市地域密着型サービス事業所整備事業者募集
事前応募申請書」（様式第1号）

を、豊川市役所福祉部介護高齢課（介護保険係）（本庁舎1階）に1部提出してください。メール又はFAXでの提出も可とします。

- (2) (1)を提出した応募事業者は、平成28年9月30日(金)午後5時（時間厳守）までに、

○ 「平成28年度 豊川市地域密着型サービス事業所整備事業者募集
応募申請書」（様式第2号2）
○ 「申請書類一覧表」（別紙1）に掲げる書類全て

を、正本（1部）、副本（6部）及びスキャン等を行い、PDF形式にしたデータをCD-R又はDVD-Rにコピーしたもの（1枚）を揃えて提出してください。郵送又はメールによる応募ではなく、直接提出とします。

なお、副本のうち、1部は整備事業者決定時に返却します。

- (3) 応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理できません。また、(1)「事前応募申請書」を提出せずに、(2)の応募はできません。なお、(1)又は(2)の後に、応募の辞退をすることができます。

【提出書類の体裁】

- (1) 「申請書鑑」（様式第2号1）を先頭に、「応募申請書」（様式第2号2）、「申請書類一覧表（兼目次）」（別紙1）の順とし、目次を1ページ目とする。以後、下記(3)に示す中表紙以外、ページ番号を付す。
- (2) 資料の綴じる順番は、「申請書類一覧表（兼目次）」（別紙1）の順番とする。
- (3) 目次番号毎に中表紙をつけ、中表紙毎に申込書類番号のインデックスを付ける。
- (4) 左側で、バインダー、ファイル等で綴じる。
- (5) 資料はA4サイズとする。（図面など、A3サイズとなる場合は、A4サイズに折り込む。）

5 整備予定者の選定方法

整備予定者の選定は、応募申請書に基づく書類審査と、応募事業者へのヒアリング審査で行い、豊川市介護保険事業運営協議会での検討を経て、市長が決定します。応募がなかった場合及び事業予定者が決定しなかった場合は、再度募集を行います。

【第6期計画期間中における選定基準】（今年度の募集に限りません）

① 基本的事項

- ア 法人事業運営実績の評価
- イ 法人理念、法人の取り組み実績及び応募事業所での取り組み計画評価
- ウ 整備予定地の評価
- エ 整備建物の評価

② 付帯事項

- ア 介護サービスだけではなく、障害、子育て、地域交流機能等を併せ持つ事業所を高く評価します。

【参考】第6期豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画P72

事業所内のスペースを活用して、住民交流の場、高齢者向けサロン、障害のある方とその家族や、子育てサークルなどが集える場を持つことを求めています。事業所に子ども・子育て支援制度に基づく地域型保育機能を持つことも考えられ、この場合、介護従事者の離職の防止にもつながります。

今後の地域密着型サービスの選定にあたっては、そういった機能を持つ施設提案を高く評価していきます。既存の事業所については、施設改修を支援する国の補助金などの情報を提供していきます。

本市として、利用者を複合的に支援する事業所を支援していきます。

- イ 高齢者向けの居住機能を持つ集合形式の住宅・施設等との併設事業所より、単独型の事業所を高く評価します。

- ウ 高齢者向けの居住機能を持つ集合形式の住宅・施設等の居住者を対象とし、利用者がある程度特定した事業を行う事業所より、地域全般の住民を対象とした事業を行う事業所を高く評価します。

【評価項目及び配点】

評価大項目	評価項目	配点
法人事業運営実績の評価	法人の地域密着性（法人単体）	20
	介護保険法に定める事業運営実績1（事業の地域密着性及び実績）（法人単体）	
	介護保険法に定める事業運営実績2（事業実績）（グループ法人全体）	
	地域密着型サービス事業運営実績（グループ法人全体）	
法人理念、法人の取り組み実績及び応募事業所での取り組み計画の評価	地域密着型サービスの主旨認識度（法人単体・グループ法人全体。以下この大項目において同じ。）	45
	虐待防止の取り組み	
	看取り介護の取り組み	
	職員処遇改善の取り組み	
	認知症高齢者ケアの取り組み	
	医療連携の取り組み	
	防災体制・衛生管理体制・苦情処理体制・事故防止・安全対策体制の取り組み	
整備予定地の評価	用途地域等	25
	災害等規制関係	
	接道関係	
	所有関係と広さ	
整備建物の評価	広さと独自の工夫 （訪問系サービスの場合はこの項目を評価しない。以下この大項目において同じ。）	20 (0)
	防災上の工夫	
独自運営計画等の評価	対象利用者の想定	30
	利用者等への複合的支援計画	
	その他に予定する取り組み	
合計	140点 (訪問系120点)	

なお、満点の半分以上の得点を得、かつ、得点が高い順に候補者を選定します。

6 整備予定者の選定等スケジュール

		予定	備考
①	事前応募申請書提出締切	平成28年8月31日	
②	応募申請書提出締切	平成28年9月30日	
③	ヒアリングの実施	平成28年10～11月	
④	豊川市介護保険事業運営協議会への協議	平成28年12月	
⑤	整備事業者の選定・決定通知	平成29年1月	
⑥	補助金申請	平成29年5～6月	(※1)
⑦	工事着工	平成29年6月以降	(※2)
⑧	工事完了	平成30年3月まで	
⑨	地域密着型サービス事業所指定申請	平成29年1月以降 平成30年3月まで	
⑩	補助金実績報告	随時	
⑪	申請書現場確認・補助金検査	随時	
⑫	豊川市介護保険事業運営協議会への協議	随時	
⑬	指定決定	随時	
⑭	指定通知	随時	
⑮	公示	随時	

(※1) 補助金等の助成については、愛知県介護施設等整備事業費補助金等を財源として行う予定です。現時点においてメニュー、単価等が決定されていますが、県及び市の予算上、必ずしも補助金等の助成が受けられることを確約できるものではありません。また、メニュー、単価等が変更される可能性があります。なお、補助金等助成を受けるかどうかは任意になります。

補助金等助成が可能となった場合であって、補助金等の助成を受ける場合は、平成29年度予算での対応になるため、平成28年度中に工事着工及び開設をすることはできません。

(※2) 補助金等の助成を受ける場合は、補助金等の申請・決定通知以降に工事業者との契約、工事着工になります。

【参考】愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱に掲げられている補助金額

サービス名	施設等整備（建物建築に係る補助）	開設準備（備品・人件費に係る補助）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,670千円／施設	10,300千円／施設
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	32,000千円／施設	621千円×定員数

7 選定の取消し等

(1) 応募事業者が申込書類等に虚偽の記載をした場合、「3(1) 事業者等の資格要件」の規定に違反していることが判明した場合又は法人に重大な法令違反があった場合等、応募・選定を無効とすることがあります。

(2) 整備予定者と選定された後、申込書類と整備実施の内容に差異がある時は、指定をしないことがあります。

※ 特に「5 整備予定者の選定方法【第6期計画期間中における選定基準】」において高く評価された部分に反する変更の場合。

【例】居住空間面積の減少変更

高齢者向けサロン併設予定を併設しないこととする 等

8 その他

(1) 受理した申請書類等は返却いたしません。

(2) 申請書類等の作成に伴う費用は、全額応募事業者負担です。

(3) 近隣地域住民への説明及び了解を応募事業者が行い、市が建設にあたる調整は一切行いません。

(4) 選定にあたり、追加資料を求める場合があります。

(5) 応募後又は選定後に辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出して下さい。ただし、事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来すことになるので、その影響を十分認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

9 質問事項

質問は、次に定める質問受付期限内に、簡潔に記入の上、E-mailにより「10 問い合わせ先」アドレスに提出してください（任意様式）。なお、質問受付期限以降の質問や、電話など口頭による質問の受付は行いません。

回答は、本要項が掲載されているホームページに随時更新掲載する予定です。

質問受付期限 平成28年9月23日(金)午後5時（時間厳守）まで

10 問い合わせ先（書類提出先）

担 当 豊川市福祉部介護高齢課介護保険係（鈴木・後藤）

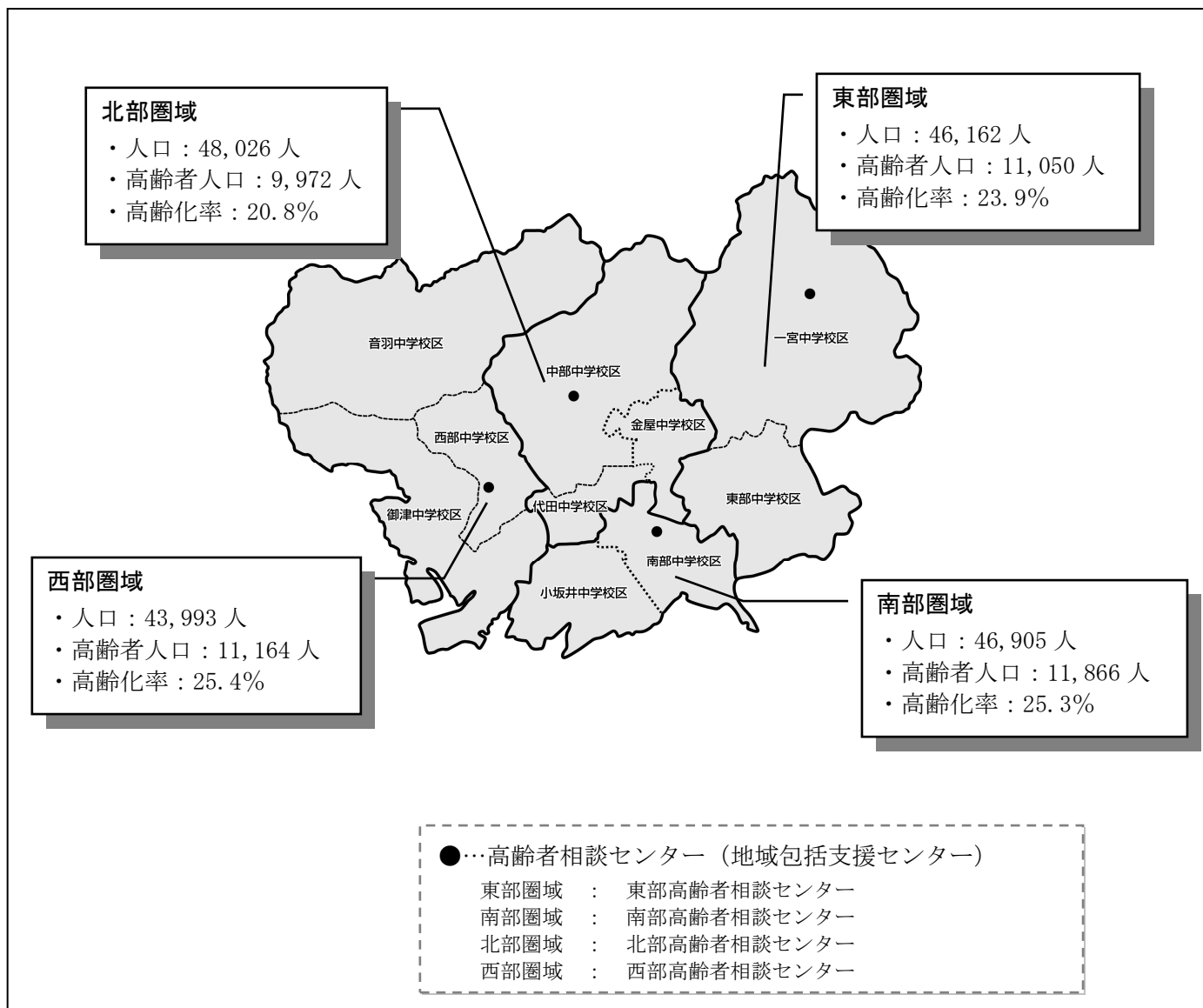
住 所 〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電 話 0533-89-2173

F A X 0533-89-2137

E-mail kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp

【豊川市 日常生活圏域】（平成26年10月1日現在）



※ 第6期 豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（P35）より抜粋